

## 2016年第71回国連総会我が国核兵器廃絶決議案(骨子)

### タイトル 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」

#### 前文

- 国際的な核不拡散体制の基礎としての核兵器不拡散条約(NPT),及び同条約の3本柱(核軍縮,核不拡散,原子力の平和的利用)を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。(パラ3)
- NPT体制の普遍性を更に強化する決意の再確認,並びに核軍縮,不拡散及び原子力の平和的利用が相互補強関係にあり,NPT体制の強化に不可欠であることを想起。(パラ4)
- NPT条約発効50周年に当たる2020年のNPT再検討会議及び同会議に向けた一連の準備委員会等の重要性を強調。(パラ5)
- 地域の安全保障状況をめぐる現下の動きについての懸念を表明。(パラ7)
- 核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)を含め,核軍縮の検証能力の開発に向けた取組を歓迎,この点に係る核兵器国と非核兵器国の協力の重要性を強調。(パラ11)
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名開放20周年を記念しての閣僚級会議(ウィーン及びニューヨーク)の成功裏の開催を歓迎,20年に及ぶCTBT機関準備委員会の成果を称賛。(パラ14)
- 核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明,国際人道法を含む関連国際法の遵守の必要性を再確認。(パラ15)
- 核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し,その関連で,こうした理解を促進するための努力がなされるべきことに留意。(パラ16)
- 政治指導者による近年の広島・長崎訪問,特に米国大統領の広島訪問を歓迎。(パラ17)
- 国際社会が北朝鮮による度重なる核実験及び弾道ミサイル技術を使用した発射等,NPTを中心とする核軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦に直面していることを想起。(パラ19)
- 核及び放射性物質のテロが引き続き国際社会にとり緊急かつ発展的な挑戦であることを想起し,IAEAの中心的役割が再確認された第4回核セキュリティ・サミットを含め,核セキュリティ・サミットのプロセスの成功を歓迎。(パラ20)

#### 本文

- 核兵器の全面的な廃絶に向けた共同行動をとる全ての国の決意を新たにする。(パラ1)
- 2017年に開かれたNPT準備委員会を踏まえ,2020年のNPT運用検討会議に向け最大限努力することを奨励。(パラ4)
- 核兵器国及び非核兵器国が,核軍縮・不拡散の実践的かつ具体的な措置を実施する上で意義のある対話に一層関与することを奨励。(パラ7)
- 核兵器の使用による非人道的な結末についての深い懸念が,核兵器のない世界に向けた全ての国の努力を下支えする旨強調。(パラ8)
- 核兵器国に対し,一方的な措置,二国間の措置,地域的な措置及び多数国間の措置によるものを含め,全ての種類の核兵器の削減及び究極的には廃絶に向けた一層の取組を行うよう要請。(パラ10)
- 核兵器国に対し,2020年のNPT運用検討会議に向けたプロセス全体を通じ,核軍縮のための取組の一環として,解体・削減された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を行うことを含め,透明性の向上及び相互信頼の拡大のための取組を進展させていくことを奨励(パラ12)
- 核兵器国から明白で法的拘束力を伴う安全保証を受けることについての非核兵器国の正当な関心を認識し,核兵器国に対し既存のコミットメントを十分に尊重するように求めるとともに,更

なる非核兵器地帯の設置を奨励する。(パラ14, 15, 16)

- 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の即時の交渉開始及び早期の交渉妥結を促すとともに、全ての国に対し、かかる条約が効力を生ずるまでの間、核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、及び維持するよう促す。(パラ20)
- 世界の指導者や若者等が被爆者を始め将来世代に自らの体験を引き継ぐコミュニティや人々を訪問し、こうしたコミュニティや人々と交流すること等を通じ、被爆の実相に関する認識を向上させるためのあらゆる取組を奨励。(パラ22)
- NPT上の核兵器国としての地位を持つことができない北朝鮮による、最近の核実験及び弾道ミサイル技術を使用した発射を最も強い表現で非難する。北朝鮮に対し、更なる核実験の実施を自制するとともに、実施中の全ての核活動を完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で直ちに放棄することを強く要求する。北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議の完全に遵守するとともに、2005年9月19日の六者会合共同声明を履行し、IAEAの保障措置を含め、速やかにNPTの全面的な遵守に復帰することを要求。(パラ23)
- 全ての国に対して北朝鮮の核・ミサイル計画がもたらす脅威に対処するため、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行を通じたものを含む取組の強化を呼びかけ。(パラ24)
- 全ての国に対し核不拡散に係る効果的な国内管理体制の確立及び実施を呼びかけるとともに、不拡散のための取組における国際的な連携と能力構築の促進に向けた国家間の協力及び技術支援を奨励。(パラ26)